

主任技術者の兼務が可能な取扱い

建設業法第26条で定めている主任技術者について、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事請負代金額が2,500万円(建築一式工事である場合は5,000万円)以上のものについては、工事現場ごとに、専任の者でなければならないとされています。

建設業法施行令第27条第2項では、「密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」と定めています。

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が近接した場所において同一の建設業者が施工する場合」には、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当することとしておりますが、今回、**工事現場の相互の間隔を5km程度から10km程度**とすることで、入札参加機会の拡大を図ります。

1 主任技術者の兼務が可能な取扱い

- ・対象工事：請負代金額が2,500万円（建築一式工事である場合は5,000万円）以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が**10** km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
- ・発注機関：**公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）**
- ・兼務可能数：一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含まれる場合は、2件まで

※専任の監理技術者が配置される場合は適用されません。

※低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれる場合は適用されません。

※施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えありません。

2 手続き

工事請負代金額が2,500万円（建築一式工事である場合は5,000万円）以上の工事の主任技術者を兼任とする場合は、契約時に提出する「現場代理人及び技術者通知書」と同時に指定様式に兼任する他の工事について記入のうえ提出してください。（別紙参照）

3 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

4 適用期間

公告日（指名競争入札については指名通知日）が**平成26年3月1日**から当面の間に発注する全ての工事に適用します。